

議案第26号

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月4日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

給与から口座振込に係る手数料を控除する金融機関を改める等の必要がある。

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する
規則

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則（令和 2 年杉並区教育
委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「杉並区（以下「区」という。）の指定金融機関その他」を削る。

第 2 1 条第 1 項第 1 号中「引き続いて任用される期間（区）」を「引き続いて任用
される期間（杉並区（以下「区」という。））」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(給与の口座振替)	(給与の口座振替)
第3条 略	第3条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 条例第33条第5号に規定する給与の口座振替に係る手数料（以下「手数料」という。）のうち教育委員会規則で定めるものは、 _____ _____教育委員会が指定する金融機関以外の金融機関の二つの口座に口座振替を行う場合における1口座分の手数料とする。	4 条例第33条第5号に規定する給与の口座振替に係る手数料（以下「手数料」という。）のうち教育委員会規則で定めるものは、 杉並区（以下「区」という。）の指定金融機関その他 教育委員会が指定する金融機関以外の金融機関の二つの口座に口座振替を行う場合における1口座分の手数料とする。
5 略 （期末手当の支給対象外職員）	5 略 （期末手当の支給対象外職員）
第21条 条例第16条第1項前段の教育委員会規則で定めるフルタイム講師（同条第3項の規定により杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により期末手当を支給しないこととされるフルタイム講師を除く。）は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする。 （1）引き続き任用される期間（杉並区（以下「区」という。）の任命権者に任用される期間に限る。）が6月に満たず、かつ、一の会計年度において任用される期間（区の任命権者に任用される期間に限る。）が通算して6月に満たないフルタイム講師（教育委員会が別に定める者を除く。） （2）～（6） 略	第21条 条例第16条第1項前段の教育委員会規則で定めるフルタイム講師（同条第3項の規定により杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により期末手当を支給しないこととされるフルタイム講師を除く。）は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする。 （1）引き続き任用される期間（区 _____ の任命権者に任用される期間に限る。）が6月に満たず、かつ、一の会計年度において任用される期間（区の任命権者に任用される期間に限る。）が通算して6月に満たないフルタイム講師（教育委員会が別に定める者を除く。） （2）～（6） 略
2～4 略	2～4 略